

令和5年度東大和市特定教育・保育施設等指導検査実施方針

1 基本方針

市では、「東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）」において、「安心して子どもを生き育てることができる環境づくり」の具体的取組として、多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスの維持・拡充や、これに伴う保育人材の確保等を定めている。この取組の推進には良質な保育環境の確保に向けた各保育施設等の状況及び改善点の把握が必要であり、その一環としての指導検査の役割が一層重要となる。

市が実施する保育施設に対する指導検査については、子どもの安全と適正な施設等の運営を担保し、全ての利用者が施設等を安心して利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法、東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、適正に運営されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼をおいて実施する。

また、特定教育・保育施設（認可保育所に限る。）の指導検査にあたっては、児童福祉法に基づく認可及び指導検査の権限を持つ東京都と密接な連携を図り、効果的・効率的に指導検査を実施する。

令和5年度においては、次の重点項目を中心に指導検査を実施し、保育サービスの質の一層の向上及び安全の確保に取り組んでいく。

2 指導検査の重点項目

（1）運営関係

ア 職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

（ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

（エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

（ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

（イ）安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等、児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、送迎時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス、新型コロナウイルス、インフルエンザ）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に基づく適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成され、保管しているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。
また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(4) 子ども・子育て支援新制度関係

ア 内容及び手続きの説明及び同意

(ア) 重要事項を記した文書の交付及び説明と利用申込者の同意を得ているか。

イ 事故発生の防止及び発生時の対応

(ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されているか。

(イ) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されているか。

(ウ) 事故発生防止委員会及び研修が定期的実施されているか。

ウ 利用者負担の徴収

(ア) 費用の支払に対し、領収書を交付しているか。

(イ) 費用の使途・額・理由について書面で明らかにし、文書により同意を得ているか。

3 実施計画

(1) 対象施設等

ア 認定こども園

イ 幼稚園

ウ 認可保育所

エ 家庭的保育事業

オ 小規模保育事業

(2) 実施形態

ア 実地検査

(ア) 実施方法

施設等の種別ごとに日程等を決定し、対象施設等に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設等を単位として実施する。

(ウ) 班編成

職員2名以上をもって組織する。また、施設等の状況に応じて適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

東大和市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき通知する。ただし、緊急に実地検査を行う必要があると判断した場合には、実地検査の開始時に通知を行う。

(オ) 日程及び対象

日程及び対象は、年度当初に決定する。

イ 監査への変更

実地検査中に、要綱第8条に該当する事実を確認した場合は、直ちに監査を行うことができる。

ウ 集団指導

(ア) 実施方法

施設等の職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集め、講習等の方法により実施する。なお、社会情勢等を鑑み、書面開催とすることも可能とする。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する施設等とする。

イ 選定基準

(ア) 相当の期間にわたって、実地検査等を実施していない施設等

(イ) 新規に開設された施設等

(ウ) 過去の実地検査等において指摘した事項の改善が図られていない施設等

(エ) 苦情、通報が多く寄せられている施設等又はその内容から運営状況の確認を要する施設等

(オ) 東京都における指導検査の対象となっている施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（認定こども園・認可保育所）

4 関係団体等との連携

(1) 東京都

ア 児童福祉法に基づく東京都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく市の指導検査との合同実施を行う。

イ 東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、都が行う当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

(2) 国

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

(3) 運営指導所管

子ども未来部保育課等と連携し、計画的に指導検査等を進めるとともに、指導検査の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。